

医療的ケアを安全に実施するために 【保護者の方へのお願い】

学校では、お子様が保護者から医療的ケアを受けるときのよう、安心して看護師、教員、学校介護職員に任せることができる関係づくりを大切にしています。期間については、短縮化出来るよう各種施策を講じておりますが、保護者の方には、医療的ケアが実施されるまでの間の付添いを、お願いしています。御理解、御協力をお願いいたします。

入学後、保護者の方が実際に医療的ケアを実施する様子を拝見させていただき、お子様の発するサインや体調による様子の

変化への対応を教えてください。

指導医検診では、保護者立会いの下、主治医からの指示書に示された医療的ケアの内容を、実施して確認します。

医療的ケアを学校で実施できるようになってからも、お子様の健康状態や活動内容によって、お迎えや付添いをお願いすることがあります。医師が不在の学校においても、安全かつ適切に医療的ケアが実施できるよう、御協力をお願いいたします。

医療的ケアに関する Q & A

Q1 学校では、どんな医療的ケアを受けてもらえるのですか？

A1 東京都教育委員会では、医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する都立特別支援学校に看護師を配置し、以下の12項目の医療的ケアを実施できるものとしております（令和6年3月現在）。

- (1) 吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理
- (5) 定時の薬液の吸入
- (6) 気管切開部の衛生管理
- (7) 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- (8) 日常的酸素管理
- (9) 非侵襲的（マスク式）陽圧換気療法の管理
- (10) 気管切開下における人工呼吸器の管理
- (11) 血糖値の測定及びその後の処置
- (12) 排痰補助装置の使用

上記の中から、学校で安全に実施できる医療的ケアの内容を、主治医からの指示書及び指導医の助言に基づき実施します。中には他の児童・生徒と同様の実施内容であっても、個別性が高いため、一律に判断することが適切でない場合があります。個別の医療的ケアの実施の可否については、学校に御相談ください。

Q2 医療的ケアを実施するのは誰ですか？

A2 都立特別支援学校に配置された看護師が行います。また、都立肢体不自由特別支援学校では、特定行為の研修を受けた教員や学校介護職員が、一定の条件下で実施することができます。

※ **特定行為の内容**：「口腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」「気管カニューレ内部の喀痰吸引」「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」「経鼻経管栄養」の5行為のこと。

Q3 経管栄養では、何を注入できますか？

A3 初期食や半固形化栄養剤のシリンジ注入、液体栄養剤の滴下・シリンジ注入を実施しています。栄養剤は、品質が保証され、指示書に品名を明記することができる市販又は処方されたものが対象です。学校毎に給食室の施設設備や広さ、実施体制等が異なりますので、対応の可否については学校に御相談ください。

Q4 専用通学車両にはいつから乗車できますか？

A4 乗車までには、校内での医療的ケア実施に係る手続きが完了し、医療的ケアを開始後、乗車マニュアルの作成、校内での検討、試走など段階毎に手続きがあります。手続きに要する期間については個別性が高いため、学校と御相談ください。また、看護師の同乗を原則としますが、看護師の確保状況に応じて保護者に付添いを依頼する場合もございます。

Q5 校外学習や宿泊行事では、医療的ケアは実施してもらえないのでしょうか？

A5 遠足や社会見学などの校外学習における医療的ケアの実施は、校内に比べリスクが大きいため、慎重に判断します。医療的ケアの内容や児童・生徒の状況、学校の医療的ケアの体制により、保護者に引率を依頼する場合があります。

宿泊行事時では、学校は夜間の健康状態を把握していないので、保護者の方に付添いをお願いしています。

○障害のあるお子様の入学等の御相談

お住まいの区市町村教育委員会へ御連絡ください。

○都立特別支援学校への入学等の御相談

東京都特別支援教育推進室に御連絡ください。

東京都特別支援教育推進室

相談受付時間 午前9時から午後5時まで

受付日時 月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始(12/29～1/3)は除く。）

電話 03（5228）3433 ファクシミリ 03（5228）3459

ホームページ <http://www.shugaku.metro.tokyo.jp/>

安全かつ適切に医療的ケアを実施するために

都立特別支援学校における医療的ケア



医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、都立特別支援学校では保護者の皆様の御理解と御協力を頂き、医療的ケアを安全かつ適切に実施しています。

令和6年3月

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

都立特別支援学校で医療的ケアを実施する意義

医療的ケアを必要とする児童・生徒は、学校で医療的ケアを受けることにより、呼吸状態を含む健康状態が保たれやすくなり、より快適な状態で学習に参加できるようになります。

同時に、自分の健康状態や支援の必要性を伝える機会が広がり、教員や学校介護職員、看護師などとの関係性がより深まるなどの効果も期待されます。

さらに、児童・生徒が自己の健康を理解して、より積極的に医療的ケアを受けようとする意欲の向上など、自立心が芽生えてくることなどの教育的な効果も考えられます。

医療的ケアを実施することで考えられる教育的効果の例

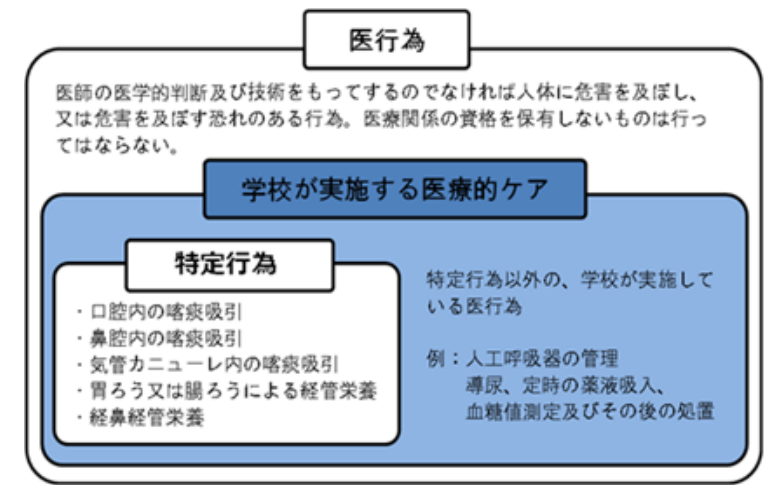
- (1) コミュニケーションの広がり
- (2) 自分の健康状態の理解の促進
- (3) 自立に向けた意欲の向上

都立特別支援学校における医療的ケアとは？

都立特別支援学校では、経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為を「医療的ケア」としています。治療行為として医療機関で実施する医療行為とは区別しています。

医師が不在の学校においても児童・生徒が安心して学ぶことができるように、主治医の指示書や学校医、指導医の助言に基づき、一人一人の医療的ケアを実施するための手順書を作成します。

児童・生徒の安全を第一に考え、看護師や教員、学校介護職員が必要な研修を重ね、保護者との連携の下、安全かつ適切に実施しています。



都立特別支援学校で医療的ケアが実施されるまで (新入学生の例)

就学相談

- 体験学習
- 一日入学
- 療育機関からの情報

就学相談の際に、現在お子様に必要な医療的ケアや、これまで療育機関や御家庭で行っていた実施内容など、学校生活に必要な医療的ケアの概要を伺います。

就学先の学校決定

医療的ケアの制度説明と申請と一部手続の実施

- 医療的ケアの保護者会
- 担任や看護師との相談
- 主治医に受診
- 就学前施設での健康状態の把握
- 指導医の健診の実施

各学校で医療的ケアの制度について、実施申請の手続方法や、学校で実施できる医療的ケアの内容などを説明します。その後、保護者から医療的ケアを申請します。保護者は、主治医に学校生活での医療的ケア指示書の作成を依頼します。

入学予定校の学校看護師や教員が、就学前施設等を訪問し、医療的ケアの実際の様子を確認します。指導医健診の実施時期については、入学予定校と相談の上、決定します。

入学

医療的ケアの準備

- 学校生活に慣れる、安定した登校
- 保護者から手技の引継ぎ
- 指導医の検診、指導医立会の手技の研修

学校は、主治医からの指示書を基に、学校で実施できるかどうかを含め指導医の助言を受け、実施の手順書を作成します。医療的ケア実施後に安全に過ごせるように、一定期間保護者に付添いを依頼し、看護師や教員、学校職員が学校生活での健康観察をし、医療的ケアの手技をはじめ、お子様からのサインや健康状態の指標などを引き継ぎます。

医療的ケアの開始

日々の連携

- 学校と連携した日々の健康把握
- 医療的ケア実施の報告
- 緊急時の連絡、送迎
- 校外学習時等の付添い

保護者は、御家庭での様子や実施した医療的ケアの内容など、前日の下校時から当日の登校前までの様子を、学校に引き継ぎます。学校は、学校で実施した医療的ケアの記録を作成し、保護者に報告します。健康状態の悪化など、学校で対応できない状況の際は、付添いや引取りをお願いします。

医療的ケアの開始に向けた準備期間

家庭・主治医・学校との連携

就学相談での確認



医療的ケアの申請・主治医が指示書を作成



就学前施設での健康観察・指導医検診



医療的ケア手順書の作成、研修



都立特別支援学校が委嘱する医師



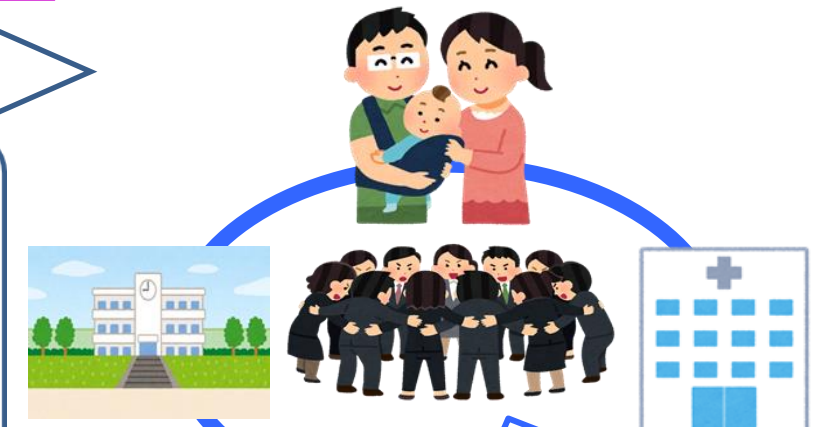
医療的ケアの指導・助言をする医師。指導医は、指示書の確認や医療的ケア実施に関する研修及び検診、医療的ケアの実施状況の確認と指導などを担当している。

指導医

学校保健の指導・助言をする医師。学校医は、健康診断や宿泊行事前の内科診察等を実施する。耳鼻科や眼科など、様々な専門医が学校医として検診を行っている。



学校医



医療的ケア児への支援の協力関係を構築

学校生活の一日の流れ

肢体不自由特別支援学校小学部低学年（知的障害を併せて有する児童の教育課程）

～8：45

登校・学校へ到着



学校へは、スクールバス又は医療的ケア児専用通学車両に乗車して登校します。登下校中に医療的ケアが必要な場合は医療的ケア児専用通学車両の乗車になります。

乗車に際しては、校内で医療的ケアの学校実施が前提となります。その上で、主治医からの意見書・学校での乗車マニュアルの作成や試乗など安全な運行のために段階的に進めていきます。看護師の同乗を原則とし、都教育委員会及び学校が確保策を強化していますが、確保状況等に応じ、保護者に付添いを依頼する場合があります。

8：45～8：55

保健室で健康確認



登校後、保健室で健康状態の確認と家庭からの申し送り事項の引継ぎを行います。合わせて、たんの吸引や水分の注入など医療的ケアも実施します。

9：00～11：25

午前の授業

（国語・生活単元学習）



肢体不自由特別支援学校の教育課程は、①自立活動を主とする教育課程、②知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程、③準ずる教育課程の3つの教育課程があり、児童・生徒の個別の学習状況に応じて、分かれています。授業間の休憩時間などで、吸引や注入などの医療的ケアを実施します。

11：30～13：30

日常生活の指導・

給食・昼休み



都立特別支援学校では児童・生徒の状況に応じて普通食・後期食・中期食・初期食の形態食を提供しています。肢体不自由特別支援学校では胃ろう部からの初期食のシリンジからの注入を実施しています。給食室の広さや人員体制など諸条件を考慮し、実施の可否を校長が判断しますので、学校にお問い合わせください。

13：35～15：15

午後の授業

（算数・自立活動）



登校時と同様に、下校時も教室や保健室で1日の健康状態の記載など学校からご家庭へ連絡事項をまとめて引き継ぎを行います。合わせて、たんの吸引や水分の注入など医療的ケアも実施します。

15：20～15：40

学級での指導

保健室等で健康確



下校もスクールバス又は医療的ケア児専用通学車両に乗車します。なかには、放課後等デイサービスを利用する児童・生徒もいます。

15：45～

下校

